

＼ 申込者募集 ／
企業の働き方改革を支援します！

～働き方改革に取り組む建設業者の方々へ～

県内建設産業の技術者・技能労働者の入職・定着の促進を図るため、働き方改革を推進する取組みを行う企業に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

1 補助対象者

熊本県内に主たる営業所を有し、かつ、建設業法第3条第1項の許可又は令和5年度（2023年度）熊本県競争入札参加者資格（測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務）を有するもので、次のいずれかに該当するものとする。

- ① 中小企業基本法第2条第1項第1号に規定する会社及び個人
- ② 中小企業等協同組合法第3条に規定する中小企業等協同組合
- ③ 中小企業団体の組織に関する法律第5条第1項第1号の規定に基づく協業組合

2 補助対象経費及び補助率（補助金額）

補助対象経費	補助率 (補助金額)
<p>① D X の 推 進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I C T 導入に係る研修会への参加 ・ ドローン講習受講 ・ 工事現場用電子黒板（端末、アプリ）の導入 ・ 建設キャリアアップシステムの機器導入及び事業者・技能者登録料 	2分の1以内 (10万円を 上限とする。)
<p>② 時間外労働上限規制への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間外労働上限規制適用に向けた就業規則の新設、改定（コンサルタント料等含む） ・ その他時間外労働上限規制に向けた取組み 	
<p>③ 労働力の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業説明会への出展 ・ 自社PRのためのテレビCMの放映やパンフレットの制作 ・ 外国人材に対する母国語での研修への参加 	2分の1以内 (5万円を上 限とする。)
<p>④ 処遇の改善等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 短時間勤務、隔日勤務、在宅勤務等の多様な働き方を支援するための制度の導入、従業員の処遇改善のための各種手当（資格手当、役職手当、住宅手当等）や退職金規定導入のための就業規則の新設、改定 ・ ハラスメント外部相談員・相談窓口の設置 ・ 働き方改革に関するセミナーへの参加 ・ 労使協定の作成、改定 ・ 女性用更衣室の設置 ・ 社内の親睦を深めるための各種行事の開催・参加 ・ 職務環境の改善 	

3 令和4年度からの主な変更点

- 「②時間外労働上限規制への対応」を補助対象経費に追加
- 「①DXの推進」及び「②時間外労働上限規制への対応」の補助上限金額を、5万円から10万円に引き上げ
- 「先進的なデザインや機能を取り入れた作業着の導入」を補助対象経費から除外

4 補助対象外経費

- (1) 消費税及び地方消費税
- (2) 飲食代等の全ての食糧費
- (3) 維持費及び運用費
- (4) 交付決定以前に実施及び支払いが完了した事業に係る経費

5 申込期限

令和5年（2023年）6月30日（金）

6 申込方法

「令和5年度（2023年度）熊本県建設産業働き方改革推進事業費補助金交付要項」を参照し、申請書等を熊本県土木部監理課建設業班へ1部郵送又は持参してください。

※ 要項及び申請書等は県庁ホームページに掲載しています。

ホームページ <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/98/92611.html>

7 申込み及び問合せ先

熊本県土木部監理課建設業班

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1

TEL096-333-2485 FAX096-381-5404